

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	27-投法24-1
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月17日
【発行者名】	MCUBS MidCity投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 松尾 桂
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
【事務連絡者氏名】	MCUBS MidCity株式会社 ファンド企画部長 川畑 行広
【電話番号】	03-5293-4150（代表）
【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	MCUBS MidCity投資法人
【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】	投資法人債券（短期投資法人債を除く。）
【今回の募集金額】	第1回無担保投資法人債（5年債） 15億円 第2回無担保投資法人債（10年債） 15億円 計 30億円

【発行登録書の内容】

- (1) 【提出日】 平成27年12月25日
(2) 【効力発生日】 平成28年1月7日
(3) 【有効期限】 平成30年1月6日
(4) 【発行登録番号】 27-投法24
(5) 【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 100,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし (なし)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段括弧書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 100,000百万円
(100,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段括弧書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） 一円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

1【新規発行投資法人債券（5年債）】

(1)【銘柄】

MCUBS MidCity投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（以下「1 新規発行投資法人債券（5年債）」において「本投資法人債」という。）

(2)【投資法人債券の形態等】

① 社債等振替法の適用

本投資法人債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第115条で準用する同法第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた投資法人債であり、社債等振替法第115条で準用する同法第67条第1項の定めに従い投資法人債券は発行できません。

但し、社債等振替法第115条で準用する同法第67条第2項に規定される場合には、本投資法人債の投資法人債権者はMCUBS MidCity投資法人（以下「本投資法人」という。）に投資法人債券を発行することを請求できます。この場合、投資法人債券の発行に要する費用は本投資法人の負担とします。かかる請求により発行する投資法人債券の形式は無記名式利札付に限り、本投資法人債の投資法人債権者は当該投資法人債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行わないものとし、

② 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本投資法人債について、本投資法人は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からA-の信用格付を平成28年5月17日付で取得しています。

R&Iの信用格付は、格付対象の発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあり、また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがあります。

本投資法人債の申込期間中に本投資法人債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ストラクチャードファイナンス」の「ストラクチャードファイナンス 最新情報ニュースリリース（2012年1月10日以降）」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「ストラクチャードファイナンスニュース一覧」に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

R&I：電話番号 03-3276-3511

(3)【券面総額】

本投資法人債についての投資法人債券は原則として発行しません。

なお、振替投資法人債の総額は、金15億円です。

(4)【各投資法人債の金額】

1億円

(5)【発行価額の総額】

金15億円

(6) 【発行価格】

各投資法人債の金額100円につき金100円

(7) 【利率】

年0.340パーセント

(8) 【利払日及び利息支払の方法】

- ① 本投資法人債の利息は、払込期日の翌日（この日を含む。）から本投資法人債を償還すべき日（以下「1 新規発行投資法人債券（5年債）」において「償還期日」という。）（この日を含む。）までこれをつけ、平成28年11月23日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月23日及び11月23日の2回に各その日までの前半か年分を支払います。但し、半年に満たない利息を計算するときは、その半年の日割でこれを計算します。
- ② 利息を支払うべき日（以下「1 新規発行投資法人債券（5年債）」において「利息支払期日」という。）が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。
- ③ 償還期日後は本投資法人債には利息をつけません。但し、本投資法人により、償還期日に下記「1 新規発行投資法人債券（5年債）（21）その他 ① 財務代理人」に定める財務代理人に対して本投資法人債の元金支払資金の預託（以下「資金預託」という。）がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記「1 新規発行投資法人債券（5年債）（7）利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。
- ④ 本投資法人により、利息支払期日に資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、当該利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記「1 新規発行投資法人債券（5年債）（7）利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。

(9) 【償還期限及び償還の方法】

- ① 本投資法人債の元金は、平成33年5月21日にその総額を償還します。
- ② 本投資法人債の償還金額は、各投資法人債の金額100円につき金100円とします。
- ③ 本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降、下記「1 新規発行投資法人債券（5年債）（18）振替機関に関する事項」に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができます。
- ④ 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。

(10) 【募集の方法】

一般募集

(11) 【申込証拠金】

各投資法人債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当します。
申込証拠金には利息をつけません。

(12) 【申込期間】

平成28年5月17日

(13) 【申込取扱場所】

下記「1 新規発行投資法人債券（5年債）（16）引受け等の概要」に定める引受人の本店及び国内各支店

(14) 【払込期日】

平成28年5月23日

(15) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

(16) 【引受け等の概要】

本投資法人債の引受け等の概要は以下のとおりです。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号	900	1 引受人は、本投資法人債の 全額につき共同して買取引 受を行います。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号	600	2 本投資法人債の引受手数料 は各投資法人債の金額100 円につき金40銭とします。
計	—	1,500	—

(17) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

該当事項はありません。

(18) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(19) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 平成27年12月3日

登録番号 関東財務局長第109号

(20) 【手取金の使途】

本投資法人債の払込金額1,500百万円及び別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）」記載のMCUBS MidCity投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）の払込金額1,500百万円の合計額から発行諸費用の概算額33百万円を控除した差引手取概算額2,967百万円は、全額を既存借入金の返済資金の一部として、平成28年7月末日までに充当する予定です。

(21) 【その他】

① 財務代理人

(イ) 本投資法人は、別に定める財務及び発行・支払代理契約証書にもとづき、株式会社みずほ銀行（以下「1 新規発行投資法人債券（5年債）」において「財務代理人」という。）に本投資法人債の財務代理事務を委託します。

(ロ) 財務代理人は、本投資法人債に関して、本投資法人債の投資法人債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また本投資法人債の投資法人債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していません。

(ハ) 本投資法人が財務代理人を変更する場合には、本投資法人は下記「⑥ 公告の方法」に定める方法によりその旨を公告します。

(ニ) 本投資法人債の投資法人債権者が財務代理人に対し請求等を行う場合には、社債等振替法第115条で準用する同法第86条第3項本文に定める書面を提示した上で、財務代理人の本店に対してこれを行うものとします。

② 投資法人債管理者の不設置

本投資法人債は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。）第139条の8但書の要件を充たすものであり、本投資法人債の管理を行う投資法人債管理者は設置されていません。

③ 担保及び保証の有無

本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また本投資法人債のために特に留保されている資産はありません。

④ 財務上の特約

(イ) 担保提供制限

本投資法人は、本投資法人債発行後、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で今後発行する他の無担保投資法人債（但し、本投資法人債と同時に発行する第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）を含み、下記に定める担付切替条項が特約されている無担保投資法人債を除く。）のために本投資法人の資産に担保権を設定する場合は、本投資法人債のために担保付社債信託法（明治38年法律第52号、その後の改正を含む。以下「担保付社債信託法」という。）にもとづき当該資産に同順位の担保権を設定しなければならないものとします。なお上記但書における担付切替条項とは、利益維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

(ロ) 上記(イ)により本投資法人債のために担保権を設定する場合は、本投資法人は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとします。

⑤ 期限の利益喪失に関する特約

(イ) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債の投資法人債権者からの、社債等振替法第115条で準用する同法第86条第3項本文に定める書面を添付した書面による請求を財務代理人が受けた日から7日を経過した日に、請求を受けた各本投資法人債について期限の利益を喪失します。但し、財務代理人が当該請求を受けた日から7日以内に当該事由が補正又は治癒された場合は、その限りではありません。

a. 本投資法人が上記「1 新規発行投資法人債券（5年債） (9) 償還期限及び償還の方法」の規定に違反し、7日以内に本投資法人がその履行をしないとき。

- b. 本投資法人が上記「1 新規発行投資法人債券（5年債）（8）利払日及び利息支払の方法」の規定に違背し、14日以内に本投資法人がその履行をしないとき。
 - c. 本投資法人が上記「④ 財務上の特約（イ）担保提供制限」の規定に違背したとき。
 - d. 本投資法人が本投資法人債以外の投資法人債又は投資法人債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（外貨建ての場合はその邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではありません。
 - e. 本投資法人以外の者の発行する社債又は社債を除く借入金債務に対して本投資法人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該保証債務の合計額（外貨建ての場合はその邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではありません。
- (ロ) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債の投資法人債権者からの請求の有無にかかわらず、本投資法人債総額についてただちに期限の利益を喪失します。
- a. 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始若しくはその他適用ある倒産手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
 - b. 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始若しくはその他適用ある倒産手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - c. 本投資法人が、投資法人としての登録を取り消されたとき。但し、合併による場合で、合併後の投資法人が本投資法人債に係る債務全額を承継する場合はこの限りではありません。
 - d. 本投資法人の純資産の額が、投信法上の最低純資産額を下回り、内閣総理大臣から投信法第215条第2項にもとづく通告を受けた場合で、当該通告に規定された期間内に治癒を図ることができなかったとき。
- (ハ) 上記(イ)又は(ロ)の規定により期限の利益を喪失した本投資法人債は、ただちに支払われるものとし、償還期日又は直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨の公告をした日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記「1 新規発行投資法人債券（5年債）（7）利率」所定の利率による利息を付するものとします。
- ⑥ 公告の方法
- (イ) 本投資法人債に関して本投資法人債の投資法人債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き本投資法人の投資法人規約所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙（但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載します。
 - (ロ) 本投資法人が投資法人規約の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるときを除いて、電子公告の方法によりこれを行うものとします。但し、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、本投資法人の投資法人規約所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙（但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載します。
- ⑦ 投資法人債権者集会
- (イ) 本投資法人債の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の3週間前までに投資法人債権者集会を招集する旨、投資法人債権者集会の日時及び場所並びに投資法人債権者集会の目的である事項その他法令にもとづき投資法人債権者に通知すべき事項を公告します。
 - (ロ) 本投資法人債の投資法人債権者集会は、東京都においてこれを行います。
 - (ハ) 本投資法人債の総額（償還済みの額を除き、本投資法人が有する本投資法人債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上にあたる本投資法人債を有する投資法人債権者は、本投資法人債に関する社債等振替法第115条で準用する同法第86条第3項に定める書面（上記「1 新規発行投資法人債券（5年債）（2）投資法人債券の形態等 ① 社債等振替法の適用」の但書にもとづき本投資法人債の投資法人債券が発行された場合は当該投資法人債券）を本投資法人に提示したうえで、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本投資法人に提出して投資法人債権者集会の招集を請求することができます。
 - (ニ) 本投資法人債及び本投資法人債と同一の種類（投信法第139条の7で準用する会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。以下「会社法」という。）第681条第1号に定める種類をいう。以下同じ。）の投資法人債の投資法人債権者集会は、一つの集会として開催されます。上記(イ)乃至(ハ)の規定は、本(ニ)の投資法人債権者集会について準用します。

- ⑧ 時効
本投資法人債の消滅時効は、投信法第139条の7で準用する会社法第701条の規定により、元金については10年、利息については5年とします。
- ⑨ 追加発行
本投資法人は、随時、本投資法人債の投資法人債権者（上記「1 新規発行投資法人債券（5年債）（2）投資法人債券の形態等 ① 社債等振替法の適用」の但書にもとづき本投資法人債の投資法人債券が発行された場合は利札の所持人を含む。）の同意なしに、本投資法人債と初回利息支払期日及び払込金額を除く全ての事項（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。以下「投信法施行規則」という。）第180条所定の各事項を含む。）において本投資法人債と同じ内容の要項を有し、本投資法人債と併合されることとなる同一の種類投資法人債を追加発行することができます。
- ⑩ 投資法人債要項の公示
本投資法人は、その本店に本投資法人債の投資法人債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。
- ⑪ 発行代理人及び支払代理人
上記「1 新規発行投資法人債券（5年債）（18）振替機関に関する事項」に定める振替機関の振替業にかかる業務規程（以下「振替機関の業務規程」という。）にもとづく本投資法人債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人が発行代理人及び支払代理人としてこれを取り扱います。
- ⑫ 一般事務受託者
(イ) 本投資法人債に関する一般事務受託者
a. 本投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務（投信法第117条第1号関係）
みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社
b. 上記「① 財務代理人」に定める財務代理人に委託する発行及び期中事務（本投資法人債にかかる発行代理人業務及び支払代理人業務を含む。）（投信法第117条第3号及び第6号関係）
株式会社みずほ銀行
なお、投信法施行規則第169条第2項第4号に規定する投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他上記「1 新規発行投資法人債券（5年債）（18）振替機関に関する事項」に定める振替機関が定める規則等（以下「業務規程等」という。）の規定に従って支払代理人及び口座管理機関を経由して処理されます。
c. 本投資法人債の投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務（投信法第117条第2号関係）
株式会社みずほ銀行
(ロ) 本投資法人債に関する事務を除く一般事務受託者（投信法第117条第2号乃至第6号関係）
三井住友信託銀行株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社
- ⑬ 資産運用会社
MCUBS MidCity株式会社
- ⑭ 資産保管会社
三井住友信託銀行株式会社
- ⑮ 元利金の支払
本投資法人債の投資法人債権者に対する元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われ、本投資法人は、支払代理人を経由しての振替機関の業務規程等に定義された機構加入者に対する元利金の交付をもって、本投資法人債の元利金の支払にかかる債務を免責されるものとします。
- ⑯ 申込等
引受人は、募集に際して、上記「1 新規発行投資法人債券（5年債）（11）申込証拠金」に定める申込証拠金を申込者より徴収し、これを払込期日に払込金に振替充当します。申込証拠金には利息を付しません。

2 【新規発行投資法人債券（10年債）】

(1) 【銘柄】

MCUBS MidCity投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（以下「2 新規発行投資法人債券（10年債）」において「本投資法人債」という。）

(2) 【投資法人債券の形態等】

① 社債等振替法の適用

本投資法人債は、その全部について社債等振替法第115条で準用する同法第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた投資法人債であり、社債等振替法第115条で準用する同法第67条第1項の定めに従い投資法人債券は発行できません。

但し、社債等振替法第115条で準用する同法第67条第2項に規定される場合には、本投資法人債の投資法人債権者は本投資法人に投資法人債券を発行することを請求できます。この場合、投資法人債券の発行に要する費用は本投資法人の負担とします。かかる請求により発行する投資法人債券の形式は無記名式利札付に限り、本投資法人債の投資法人債権者は当該投資法人債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行わないものとし、

② 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本投資法人債について、本投資法人はR&IからA-の信用格付を平成28年5月17日付で取得しています。

R&Iの信用格付は、格付対象の発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあり、また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがあります。

本投資法人債の申込期間中に本投資法人債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ストラクチャードファイナンス」の「ストラクチャードファイナンス 最新情報ニュースリリース（2012年1月10日以降）」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「ストラクチャードファイナンスニュース一覧」に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

R&I：電話番号 03-3276-3511

(3) 【券面総額】

本投資法人債についての投資法人債券は原則として発行しません。

なお、振替投資法人債の総額は、金15億円です。

(4) 【各投資法人債の金額】

1億円

(5) 【発行価額の総額】

金15億円

(6) 【発行価格】

各投資法人債の金額100円につき金100円

(7) 【利率】

年0.810パーセント

(8) 【利払日及び利息支払の方法】

① 本投資法人債の利息は、払込期日の翌日（この日を含む。）から本投資法人債を償還すべき日（以下「2新規発行投資法人債券（10年債）」において「償還期日」という。）（この日を含む。）までこれをつけ、平成28年11月23日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月23日及び11月23日の2回に各その日までの前半か年分を支払います。但し、半年に満たない利息を計算するときは、その半年の日割でこれを計算します。

② 利息を支払うべき日（以下「2 新規発行投資法人債券（10年債）」において「利息支払期日」という。）が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。

③ 償還期日後は本投資法人債には利息をつけません。但し、本投資法人により、償還期日に下記「2 新規発行投資法人債券（10年債）（21）その他 ①財務代理人」に定める財務代理人に対して本投資法人債の資金預託がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記「2 新規発行投資法人債券（10年債）（7）利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとし、

- ④ 本投資法人により、利息支払期日に資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、当該利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記「2 新規発行投資法人債券（10年債）（7） 利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。

(9) 【償還期限及び償還の方法】

- ① 本投資法人債の元金は、平成38年5月22日にその総額を償還します。
 ② 本投資法人債の償還金額は、各投資法人債の金額100円につき金100円とします。
 ③ 本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降、下記「2 新規発行投資法人債券（10年債）（18）振替機関に関する事項」に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができます。
 ④ 償還期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。

(10) 【募集の方法】

一般募集

(11) 【申込証拠金】

各投資法人債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当します。
 申込証拠金には利息をつけません。

(12) 【申込期間】

平成28年5月17日

(13) 【申込取扱場所】

下記「2 新規発行投資法人債券（10年債）（16） 引受け等の概要」に定める引受人の本店及び国内各支店

(14) 【払込期日】

平成28年5月23日

(15) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

(16) 【引受け等の概要】

本投資法人債の引受け等の概要は以下のとおりです。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号	900	1 引受人は、本投資法人債の 全額につき共同して買取引 受を行います。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号	600	2 本投資法人債の引受手数料 は各投資法人債の金額100 円につき金45銭とします。
計	—	1,500	—

(17) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

該当事項はありません。

(18) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構
 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(19) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 平成27年12月3日
 登録番号 関東財務局長第109号

(20) 【手取金の使途】

別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）（20） 手取金の使途」記載のとおりです。

(21) 【その他】

① 財務代理人

(イ) 本投資法人は、別に定める財務及び発行・支払代理契約証書にもとづき、株式会社みずほ銀行（以下「2 新規発行投資法人債券（10年債）」において「財務代理人」という。）に本投資法人債の財務代理事務を委託します。

- (ロ) 財務代理人は、本投資法人債に関して、本投資法人債の投資法人債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また本投資法人債の投資法人債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していません。
 - (ハ) 本投資法人が財務代理人を変更する場合には、本投資法人は下記「⑥ 公告の方法」に定める方法によりその旨を公告します。
 - (ニ) 本投資法人債の投資法人債権者が財務代理人に対し請求等を行う場合には、社債等振替法第115条で準用する同法第86条第3項本文に定める書面を提示した上で、財務代理人の本店に対してこれを行うものとします。
- ② 投資法人債管理者の不設置
- 本投資法人債は、投信法第139条の8但書の要件を充たすものであり、本投資法人債の管理を行う投資法人債管理者は設置されていません。
- ③ 担保及び保証の有無
- 本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また本投資法人債のために特に留保されている資産はありません。
- ④ 財務上の特約
- (イ) 担保提供制限
- 本投資法人は、本投資法人債発行後、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で今後発行する他の無担保投資法人債（但し、本投資法人債と同時に発行する第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）を含み、下記に定める担付切替条項が特約されている無担保投資法人債を除く。）のために本投資法人の資産に担保権を設定する場合は、本投資法人債のために担保付社債信託法にもとづき当該資産に同順位の担保権を設定しなければならないものとします。なお上記但書における担付切替条項とは、利益維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。
- (ロ) 上記(イ)により本投資法人債のために担保権を設定する場合は、本投資法人は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとします。
- ⑤ 期限の利益喪失に関する特約
- (イ) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債の投資法人債権者からの、社債等振替法第115条で準用する同法第86条第3項本文に定める書面を添付した書面による請求を財務代理人が受けた日から7日を経過した日に、請求を受けた各本投資法人債について期限の利益を喪失します。但し、財務代理人が当該請求を受けた日から7日以内に当該事由が補正又は治癒された場合は、その限りではありません。
 - a. 本投資法人が上記「2 新規発行投資法人債券（10年債）（9）償還期限及び償還の方法」の規定に違背し、7日以内に本投資法人がその履行をしないとき。
 - b. 本投資法人が上記「2 新規発行投資法人債券（10年債）（8）利払日及び利息支払の方法」の規定に違背し、14日以内に本投資法人がその履行をしないとき。
 - c. 本投資法人が上記「④ 財務上の特約（イ）担保提供制限」の規定に違背したとき。
 - d. 本投資法人が本投資法人債以外の投資法人債又は投資法人債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（外貨建ての場合はその邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではありません。
 - e. 本投資法人以外の者の発行する社債又は社債を除く借入金債務に対して本投資法人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該保証債務の合計額（外貨建ての場合はその邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではありません。
 - (ロ) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債の投資法人債権者からの請求の有無にかかわらず、本投資法人債総額についてただちに期限の利益を喪失します。
 - a. 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始若しくはその他適用ある倒産手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
 - b. 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始若しくはその他適用ある倒産手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - c. 本投資法人が、投資法人としての登録を取り消されたとき。但し、合併による場合で、合併後の投資法人が本投資法人債に係る債務全額を承継する場合はこの限りではありません。

- d. 本投資法人の純資産の額が、投信法上の最低純資産額を下回り、内閣総理大臣から投信法第215条第2項にもとづく通告を受けた場合で、当該通告に規定された期間内に治癒を図ることができなかったとき。
- (ハ) 上記(イ)又は(ロ)の規定により期限の利益を喪失した本投資法人債は、ただちに支払われるものとし、償還期日又は直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨の公告をした日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記「2 新規発行投資法人債券（10年債）（7）利率」所定の利率による利息を付するものとします。
- ⑥ 公告の方法
- (イ) 本投資法人債に関して本投資法人債の投資法人債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き本投資法人の投資法人規約所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙（但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載します。
- (ロ) 本投資法人が投資法人規約の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるときを除いて、電子公告の方法によりこれを行うものとします。但し、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、本投資法人の投資法人規約所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙（但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載します。
- ⑦ 投資法人債権者集会
- (イ) 本投資法人債の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の3週間前までに投資法人債権者集会を招集する旨、投資法人債権者集会の日時及び場所並びに投資法人債権者集会の目的である事項その他法令にもとづく投資法人債権者に通知すべき事項を公告します。
- (ロ) 本投資法人債の投資法人債権者集会は、東京都においてこれを行います。
- (ハ) 本投資法人債の総額（償還済みの額を除き、本投資法人が有する本投資法人債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上にあたる本投資法人債を有する投資法人債権者は、本投資法人債に関する社債等振替法第115条で準用する同法第86条第3項に定める書面（上記「2 新規発行投資法人債券（10年債）（2）投資法人債券の形態等 ① 社債等振替法の適用」の但書にもとづく本投資法人債の投資法人債券が発行された場合は当該投資法人債券）を本投資法人に提示したうえ、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本投資法人に提出して投資法人債権者集会の招集を請求することができます。
- (ニ) 本投資法人債及び本投資法人債と同一の種類（投信法第139条の7で準用する会社法第681条第1号に定める種類をいう。以下同じ。）の投資法人債の投資法人債権者集会は、一つの集会として開催されます。上記(イ)乃至(ハ)の規定は、本(ニ)の投資法人債権者集会について準用します。
- ⑧ 時効
- 本投資法人債の消滅時効は、投信法第139条の7で準用する会社法第701条の規定により、元金については10年、利息については5年とします。
- ⑨ 追加発行
- 本投資法人は、随時、本投資法人債の投資法人債権者（上記「2 新規発行投資法人債券（10年債）（2）投資法人債券の形態等 ① 社債等振替法の適用」の但書にもとづく本投資法人債の投資法人債券が発行された場合は利札の所持人を含む。）の同意なしに、本投資法人債と初回利息支払期日及び払込金額を除く全ての事項（投信法施行規則第180条所定の各事項を含む。）において本投資法人債と同じ内容の要項を有し、本投資法人債と併合されることとなる同一の種類の本投資法人債を追加発行することができます。
- ⑩ 投資法人債要項の公示
- 本投資法人は、その本店に本投資法人債の投資法人債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。
- ⑪ 発行代理人及び支払代理人
- 上記「2 新規発行投資法人債券（10年債）（18）振替機関に関する事項」に定める振替機関の振替業にかかる業務規程（以下「振替機関の業務規程」という。）にもとづく本投資法人債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人が発行代理人及び支払代理人としてこれを取り扱います。
- ⑫ 一般事務受託者
- (イ) 本投資法人債に関する一般事務受託者
- a. 本投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務（投信法第117条第1号関係）
みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社

- b. 上記「① 財務代理人」に定める財務代理人に委託する発行及び期中事務（本投資法人債にかか
る発行代理人業務及び支払代理人業務を含む。）（投信法第117条第3号及び第6号関係）

株式会社みずほ銀行

なお、投信法施行規則第169条第2項第4号に規定する投資法人債権者に対する利息又は償還金の
支払に関する事務は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他上記「2 新規発行投資法人債
券（10年債）（18）振替機関に関する事項」に定める振替機関が定める業務規程等の規定に従っ
て支払代理人及び口座管理機関を經由して処理されます。

- c. 本投資法人債の投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務（投信法
第117条第2号関係）

株式会社みずほ銀行

- (ロ) 本投資法人債に関する事務を除く一般事務受託者（投信法第117条第2号乃至第6号関係）

三井住友信託銀行株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

- ⑬ 資産運用会社

MCUBS MidCity株式会社

- ⑭ 資産保管会社

三井住友信託銀行株式会社

- ⑮ 元利金の支払

本投資法人債の投資法人債権者に対する元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われ、本
投資法人は、支払代理人を經由しての振替機関の業務規程等に定義された機構加入者に対する元利金の交
付をもって、本投資法人債の元利金の支払にかかる債務を免責されるものとします。

- ⑯ 申込等

引受人は、募集に際して、上記「2 新規発行投資法人債券（10年債）（11）申込証拠金」に定める
申込証拠金を申込者より徴収し、これを払込期日に払込金に振替充当します。申込証拠金には利息をつけ
ません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第19期（自 平成27年7月1日 至 平成27年12月31日） 平成28年3月29日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である平成28年3月29日付の有価証券報告書（以下「参照有価証券報告書」といいます。）に記載された「投資リスク」について、参照有価証券報告書提出日以後本発行登録追補書類提出日（平成28年5月17日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、参照有価証券報告書に記載されている将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日（平成28年5月17日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

MCUBS MidCity投資法人 本店
（東京都千代田区丸の内二丁目7番3号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）